

著作権の間接侵害についての研究

Study on Indirect Infringement of Copyright

学籍番号：201421605

氏名：星田 拓臣

Takumi HOSHIDA

近年、技術の発達により著作物利用の在り方や利用への関与が多様化している。著作権者には差止請求権が認められているが、請求の対象範囲が明確ではないため、物理的に著作物を利用していないが利用に関与している者にどのように責任を問うのが問題となる。これが著作権の間接侵害の問題である。裁判実務では、主にカラオケ法理、枢要な行為論という規範的に行為主体を判断する方法が用いられてきた。本論文では、裁判例における規範的行為主体判断の問題点を検討し、行為主体判断の望ましい基準について検討した。

規範的行為主体判断の問題として次の2点を指摘できる。行為主体を判断する方法として使用されてきた判断基準を示した最高裁判決において、判断基準の根拠が明確に示されていない点。裁判所限りで規制を創設し物理的な利用者の適法な行為をも差止めてしまうことから、物理的利用者の権利制限規定該当性の判断が回避される点である。規範的行為主体判断は物理的・自然的な観察だけでなく、社会的・経済的側面をも踏まえるため、社会的・経済的側面をどの程度考慮するのかで行為主体と判断される対象が拡大される。対象の拡大とは権利侵害の拡大であり、著作権が拡張されることにつながる。そのため、行為主体判断は物理的・自然的な観察を基礎とすべきであると考えられる。また、物理的な著作物利用者の権利制限規定該当性の判断が回避されることで権利制限規定が空文化するおそれがあることから、権利制限規定の観点を踏まえて行為主体判断を行うべきである。

本論文では、権利制限規定の一つである私的複製の観点を踏まえた行為主体判断の考慮要素の検討を行った。私的複製の趣旨である、零細であるため権利者への影響が少ないことや私人の自由の確保という観点からは、複製物を使用する者が複製対象の著作物を決定することで私的複製が零細な範囲に止まると考えられる一方で、複製可能著作物の範囲があらかじめ限定されていれば、私人の自由は制限されているといえる。したがって、複製可能著作物の範囲の決定が、複製に関連する行為の中で重要な行為であると考えられる。この行為は、これまでの行為主体判断の枠組みに合致するものであり、この考慮要素を踏まえて行為主体を判断することによって、私的複製の規定がおかれていることの趣旨を損なわずに、責任を負うべき直接利用者を決定することができるのではないだろうか。

研究指導教員：村井 麻衣子

副研究指導教員：石井 夏生利